

# 骨 子 案

諮問事項

「震災時における地域の防犯・防火体制について」

練馬区安全・安心協議会

## 目 次

- ・ はじめに
- ・ 「震災時における防犯・防火体制」とはどのようなケースを想定しているか
- ・ 「震災時における防犯・防火体制」は発災後いつから行うべきか
- ・ 「震災時における防犯・防火体制」は誰がどのような体制で行うべきか
- ・ 平常時に何をしておくべきか
- ・ おわりに

## はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方沿岸地域を中心に広域にわたって想定外の甚大な被害が発生し、練馬区でも震度5弱を記録しました。（東京都の最大震度は5強）

東京湾北部を震源とするマグニチュード7（M7）級の首都直下地震の発生が危惧されており、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月18日公表東京都防災会議）では、練馬区における最大震度は6強と想定されています。

東日本大震災では、その地震や津波による被害の大きさとともに、被災地における犯罪の発生について多く報道されました。被災地においては、空き巣・盗難等の犯罪が増加するとともに、人の善意に乗じた詐欺等も発生しました。予想される首都直下地震の発生時には、練馬区においても、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されます。震災時において、こうした心無い犯罪が行われることは、地震の被害で厳しい状況にある被災者の心の動揺を拡大することになり、被災地における治安や被災者の精神状況の悪化につながり、被災地の復興を遅らせる要因となる恐れがあります。

そこで、練馬区安全・安心協議会では、区長からの諮問について、地震発生後、いつから誰がどのような体制で地域の防犯・防火活動を行っていく必要があるか、そして、平常時にどのような準備をする必要があるかについて検討します。

## 「震災時における防犯・防火体制」とはどのような状況を想定しているか

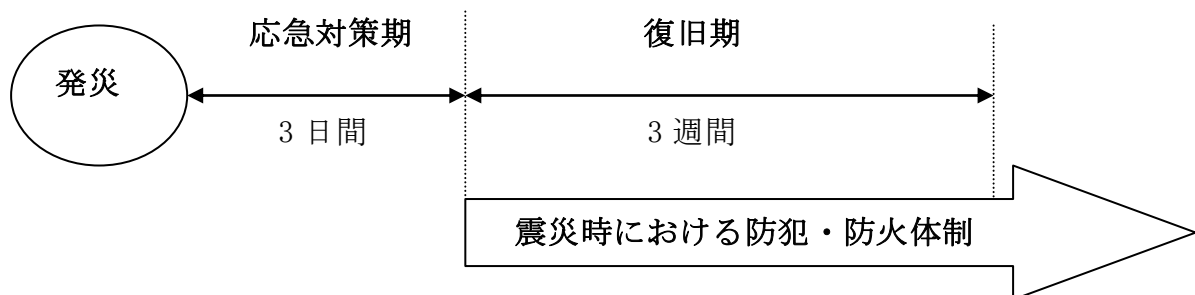
地震の規模や被害の大きさによって、状況は異なってきますが、避難勧告が発令され、多くの住民が避難し、街に人が少なくなった場合や、避難所生活が長く続き、街の人が少ない状況が長く続くような場合を想定しています。

被害が少ない場合や、避難勧告がすぐ解除されたりした場合は、「震災時における防犯・防火体制」を特別にとる必要がなく、通常地域の防犯・防火活動を行う事が可能ですが、平常時に行っているような防犯・防火活動をとるのが難しいと判断せざるを得ない状況を想定して、「震災時における防犯・防火体制」を考えていく必要があります。

※「避難勧告」は、住民や滞在者の生命・身体の保護を目的に、住民に安全な場所への立ち退きを求めるものです。さらに危険が切迫している場合の命令にあたるのが「避難指示」です。いずれも強制力や罰則はありません。

## 「震災時における防犯・防火体制」は発災後いつから行うべきか

「応急対策期（発災後3日間）」後から「復旧期（発災後3週間）」以降、つまり、4日目から3週間以降を想定しています。（以下図）



地震発生直後において、最優先事項は、人命救助です。建物の倒壊や火災が発生した場合は、けが人の救出や消火活動がまずやるべきことであり、防犯・防火活動は次の段階です。よって、けが人の救出や消火活動は、いつまでやれば良いと期限を定められるものではなく、設定すべきではありません。

しかし、「震災時における防犯・防火体制」を考えると、いつから行うか事前に想定をしておくことが必要です。よって、一つの目安として、練馬区で想定している「応急対策期」から「復旧期」（発災後4日目から3週間）以降、避難生活が続くような場合に、「震災時における防犯・防火体制」をとる必要があると言えます。

## 「震災時における防犯・防火体制」は誰が行うべきか

「地域のことは地域で協力して守る」という考えに立ち、地域住民が協力しあって防犯・防火活動を行う必要があると考えます。

地震直後においては、区は消防・警察などの防災関係機関と連携協力して、区民の生活、身体の安全の確保と救出救護に全力を挙げて取り組むため、震災直後からしばらくの間は、地域の防犯・防火活動を災害前と同様に行うことは困難な状況にあります。したがって、震災後に震災前の防犯・防火体制を維持するには、防犯・防火活動を行う組織が主体となって、住民自ら協力し合うことが求められます。

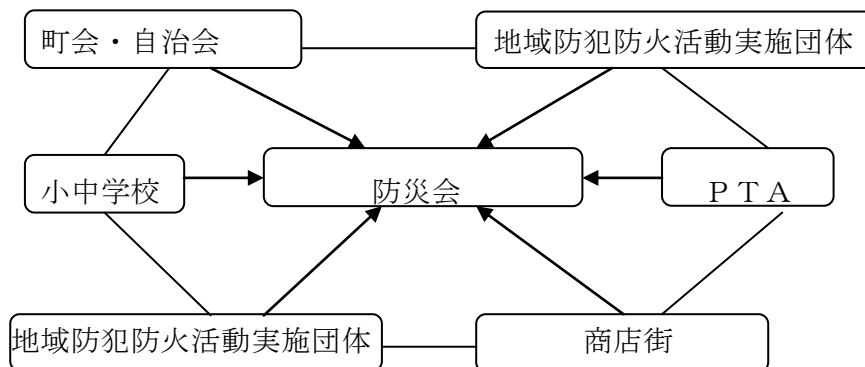
## 「震災時における防犯・防火体制」はどのような体制で行うべきか

防災会が中心となって平常時に防犯・防火活動を行っている防犯・防火団体や連携組織と連携した体制をとることが望ましいと考えます。

防犯・防火活動を行う団体は、練馬区において、280 団体もの「地域防犯防火活動実施団体」の他、町会自治会・商店会・P T Aなど数多くの団体が日頃から地域防犯・防火活動をしています。規模の違いはありますが、それぞれの団体の特性を活かした活動を独自に考え、日頃から地域の防犯・防火活動を行っています。

しかし、震災時などの緊急事態には、一つの団体における人数が不足したり、様々な情報が錯そうしたりする恐れがあります。したがって、震災時には、団体同士が特性を活かしながら互いに協力し合い、情報交換し、地域のリーダーとして地域の防犯・防火活動をしていく必要があります。また、団体同士の連携を考えたときに、震災時における活動に慣れている組織を中心におくことで、情報伝達や意思疎通が潤滑に行うことができます。

そこで、震災時の活動に慣れている防災会を中心として、地域の防犯・防火団体や連携組織が連携して活動するような体制が必要です。



➡ 連携が深まった時点で、「地域防犯防火連携組織」として登録

## 平常時に何をしておくべきか

防災会と地域の防犯・防火活動団体とが、連携を深めるため、お互いの活動に参加し、実際に顔を合わせ、打ち合わせや情報交換などを行う必要があります。

お互いの団体が日常どのような活動をしているか、また、どのような構成員でなりたっているかなど理解した上で、震災時などの緊急時にどのような活動を行っていくか決めていく必要があります。したがって、平常時に地域での防災訓練に防犯・防火組織も参加をするなど連携を深めていく必要があります。

また、上記の活動の結果、防災会を中心として、地域の団体同士の連携が深まった場合、団体どうしを一つの「地域防犯防火連携組織」として登録し、地域の防犯・防火・防災力の向上を図っていく必要があります。団体どうしの連携を深め、地域の自助力を高めることにより、「震災時における防犯・防火体制」としての組織というだけでなく、平常時においての地域全体による防犯・防火体制としての効果も期待でき、また、震災直後の人命救助に対する協力体制としての効果も期待できます。

## おわりに

近い将来に高い確率で発生すると予想されている首都直下地震において、犯罪被害を最小限にとどめるためには、地域の団体同士の連携による防犯・防火活動が欠かせません。

震災が発生した場合には、防災会を中心として、地域の団体同士が協力して、地震発生直後から地域の防犯・防火リーダーとして消防・警察・区と緊密に連携した防犯・防火活動を展開していくことが重要です。

また、防災会を中心として、地域の団体同士の連携が深まった場合、団体どうしを一つの「地域防犯防火連携組織」として登録し、地域の防犯・防火・防災力の向上を図っていく必要があります。

今回検討した内容が具現化されることを強く提言します。